平成 28 年（2016 年）3 月 14 日
建　設　委　員　会　資　料
都市基盤部防災・都市安全担当

（第３７号議案）

中野区防災会議条例の一部を改正する条例について

１　主旨

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号、以下「法」という。）第１６条の規定に基づき、中野区防災会議が中野区地域防災計画の作成及び実施を推進するため、中野区防災会議を設置している。

中野区防災会議委員の現在の総数は、法の規定に基づき委嘱した４３名で過不足のない状態となっており、今後、学識経験者等を追加する必要が生じた場合は、条例改正し、総数の変更を行わないと新たに委員として委嘱することができないため、迅速な災害対策の検討を行うことができない。

ついては、中野区防災会議条例のうち委員の総数を現在の４３人以内から４５人以内に変更し、総数に余裕を持たせるため、条例の一部改正を行う。

２　規定の整備内容

・中野区防災会議条例の一部改正
第３条第６項中「４３人以内」を「、４５人以内」に改める。

３　施行日

この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年（2016 年）3 月 14 日
建　設　委　員　会　資　料
都市基盤部防災・都市安全担当

（第３７号議案）

中野区防災会議条例新旧対照表

改正案	現行
第１条・第２条　（略） （会長及び委員） 第３条　（略） ２～５　（略） ６　前項の委員の総数は、４５人以内とする。 ７・８　（略） 第４条～第７条　（略） 付　則　（略） 附　則 この条例は、公布の日から施行する。	第１条・第２条　（略） （会長及び委員） 第３条　（略） ２～５　（略） ６　前項の委員の総数は４３人以内とする。 ７・８　（略） 第４条～第７条　（略） 付　則　（略）